高病原性鳥インフルエンザ発生（２例目、恵庭市　23.6万羽）

本日夜間に確認された高病原性鳥インフルエンザの疑い事例は、確定検査の結果、本日13時に本病の疑似患畜に決定しました。

この発生により、管内の一部の農場が制限の対象となっていますので、関係者の皆様は、次のことに注意し、飼養家きんを本病から守ってください。

１　突然の死亡、呼吸器症状、顔面・肉冠・脚部の浮腫・出血・チアノーゼ、食欲低下を発見した場合は、直ちに当所に通報してください。

２　発生地周辺は、法律に基づき家きんの移動等が制限されています。

（１）移動制限区域（半径3km：別添地図の内側の円）
- ① 家きん及び家きん卵の移動禁止
- ② 敷料、排せつ物等の移動禁止
- ③ 食鳥処理場、GPセンターの閉鎖

（２）搬出制限区域（３～10km：別添地図の内側と外側の円の間）
- ① 家きん及び家きん卵の区域外への持ち出し禁止
- ② 敷料、排せつ物等の区域外への持ち出し禁止

３　農場への不要な人、車の出入りは避け、農場の入出退場時には、靴、衣服、車の消毒を徹底して下さい。

４　別添地図のとおり４箇所の消毒ポイントを設置し、関係車両の消毒を行っています。制限区域を出入りする際には消毒ポイントに立ち寄り、車両消毒を受けてください。

北海道空知家畜保健衛生所
☎0126-22-4212　www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/
時間外、閉庁日の緊急通報は、空知総合振興　☎ 0126-20-0200（繋がるまで呼び出してください）